

廃棄物最終処分場の放流水等に係る実態調査（案）について

1 調査の目的

平成21年11月30日の水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）の見直しを行うための検討に必要な基礎資料を得るため、廃棄物最終処分場の放流水等における、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレン濃度の実態を把握すること。

2 調査の内容

○調査方法概要

産業廃棄物最終処分場は廃棄物処理法所管自治体が、一般廃棄物最終処分場は施設管理者が採水し、環境省からの受託者が受け取り分析を行い結果を取りまとめる。（分析方法は環境基準告示に規定された方法とする。）

なお、採水時に各施設の主な埋立物や水処理施設等に係る情報を添付願ひ、集計結果の解析にて活用する。

○検体採取対象と採取施設数

最終処分場区分		採取対象	施設数
産業廃棄物	安定型最終処分場	浸透水	約100
	管理型最終処分場	浸出水、放流水	約100
一般廃棄物最終処分場		(注1)	約200

(注1) 浸出水については、放流水から検出された処分場のみ検査予定

○対象項目

最終処分場区分		分析項目
産業廃棄物	安定型最終処分場	・1,4-ジオキサン ・塩化ビニルモノマー
	管理型最終処分場	
一般廃棄物最終処分場（注2）		・1,2-ジクロロエチレン

(注2) 一般廃棄物最終処分場については、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンを高濃度に含む廃棄物が持ち込まれる可能性が低いこと等から、両項目の調査地点数は20施設程度とする予定

○その他

- ・ 併せて、廃棄物最終処分場で通常用いられている浸出水処理技術を踏まえ、対象物質に係る処理能力について文献調査を行う。
- ・ 実態調査の結果を受け、処理プロセスに着目した追加調査として、1,4-ジオキサン等が検出された数施設において、処理施設の主要ポイントにおいて採水・測定を行う。
- ・ 上記調査の他、地方公共団体の協力を得て地方環境研究所等が保有している既存データや知見も収集する。

(参考) 廃棄物最終処分場設置数(平成20年4月1日現在)

種類	一般廃棄物 最終処分場	産業廃棄物 管理型最終処分場	産業廃棄物 安定型最終処分場
施設数	1, 832	860	1, 361